

# 埼玉県教職員研修事業（5年経験者）要綱

- 1 事業名 5年経験者研修
- 2 趣 旨 (1) 現行研修の重複を避け、授業確保に努めるとともに、教職員の意欲を喚起し、資質の向上・充実を図る。  
(2) 教職経験4年前後の教育実践を基礎に、教育の基本的事項について研修し、専門的知識・技能の充実を図る。
- 3 主催者 埼玉県教育委員会
- 4 対象者 公立の幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員で、原則として教職経験5年目の者とし、該当者は全員が受講する。  
ただし、養護教諭及び栄養教諭については、別途実施する「養護教諭5年経験者研修」及び「栄養教諭等5年経験者研修」をもって充てることとし、本研修の参加対象者とはしない。

## 5 研修の種別・日数

校種等 \ 種別	共通コース	選択コース	異校種授業研究会	所属校（園）研修
幼稚園等、小学校 中学校、義務教育学校、 高等学校、特別支援学校	2日間	3日間	1日間	3日間

- [備考]
- ・選択コースは原則として夏季休業中に実施する。
  - ・幼稚園等については、共通コース・選択コースを園外研修として実施する。
  - ・幼稚園等には、幼保連携型認定こども園を含む。

- 6 研修内容 別表「標準的内容」による。
- 7 実施運営 (1) 県又は地区に、小・中学校5年経験者研修実施運営委員会（以下、「委員会」という）を設置し、事業の推進、運営に当たる。  
なお、委員会の設置については別に定める。  
(2) 幼稚園等、高等学校、特別支援学校の5年経験者研修実施運営委員会については、別に定める。  
(3) 必要に応じ、5年経験者研修実施運営調整会議を開催し、委員会相互の連絡・調整に当たる。

(平成 9年12月 3日改訂)  
(平成19年 4月 1日改訂)  
(平成23年 4月 1日改訂)  
(平成29年12月27日改訂)